

神戸常盤大学不正事案調査委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 神戸常盤大学（以下「本学」という。）に、本学公的研究費管理・監査規程（以下「本規程」という。）に定める不正事案調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長室長
- (2) 研究コンプライアンス推進責任者
- (3) 法人本部長
- (4) その他学長室長が必要と認めた者（本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない弁護士、公認会計士等の第三者を含む）

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、学長室長がこれにあたる。

2 委員長は委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長は、不正事案が明らかになった場合、最高管理責任者に速やかに報告しなければならない。

(運用手順)

第 4 条 委員会は、次の手順で運用する。

- (1) 本規程第 19 条第 3 項に定める通報（告発）窓口が告発を受け付けた場合は、早急に最高管理責任者に報告し、受付から 30 日以内に調査の要否を判断すると共に、配分機関にも報告する。
- (2) 調査が必要と判断された場合は、本規程に定める委員会を設置し調査を実施する。
- (3) 調査委員会は、必要に応じて調査対象となっている者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を命じる。
- (4) 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- (5) 調査の実施に際しては、調査委員会の調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議を行う。
- (6) 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

(7) 調査の過程であつても、不正が一部でも認められた場合には、速やかに認定し、配分機関への報告及び調査結果を公表する。

(8) 懲戒の対象になる事実があつた場合の懲戒の種類及びその適用に必要な手続等については、本学就業規則に基づき行う。

(9) 本規程での定め以外については、「学校法人玉田学園公益通報等に関する規程（平成26年4月1日改定）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月18日 文部科学大臣決定）」に準ずる。

(事 務)

第5条 委員会に関する事務は、学長室において行う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営委員会の承認を得るものとする。ただし、学長が必要と判断する場合は、教授会の議を経るものとする。

(附 則)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。